

人権ながの

第31号 2020 March
令和2年3月

■発行
長野県 人権啓発センター
〒387-0007 千曲市屋代260-6
TEL 026-274-2306 FAX 026-274-2309
長野県県民文化部 人権・男女共同参画課
TEL 026-235-7106 FAX 026-235-7389
E-mail n-jinken@pref.nagano.lg.jp

しあわせ
信州

<特集 ハンセン病問題>

隔離の歴史と向き合い、偏見・差別のない社会をめざして

ハンセン病問題とは

国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であり、元患者やその家族の名誉回復など、現在もなお解決の途上にある問題です。

ハンセン病とは「らい菌」に感染することで起こる病気で、神経が麻痺したり、皮膚に斑紋（あざ）ができてきたりする特徴があります。菌の感染力はとても弱く、うつりにくい病気です。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、らい菌発見者の医師の名を取り、ハンセン病と呼ばれています。

ハンセン病問題の背景

明治40年（1907年）に制定された「癩（らい）予防二関スル件」により、放浪患者などの隔離政策が始まりました。昭和6年（1931年）、「癩（らい）予防法」が制定され、すべての患者が隔離の対象となり、ハンセン病と診断されると強制的に療養所に收容されたのです。

ハンセン病患者を療養所に隔離して患者を地域から無くすことを目的とした「無らい県運動」が始まりました。民間団体の運動から始まったと言われています



【患者を收容する様子（昭和15年）】

が、長野県では、県が先導して收容に努めた状況がありました。患者の家や患者の乗った列車が、白衣を着た職員によって過剰な消毒をされたり、患者の持ち物や衣類が焼却されたりしました。ハンセン病に対する恐怖感をあおり、偏見・差別を助長していったのです。

治療薬プロミンが開発され、適切な治療をすれば治る病気であったにも関わらず、昭和28年（1953年）に改正された「らい予防法」でも強制隔離や懲罰規定は残りました。平成8年（1996年）に「らい予防法」が廃止され、90年間続いた隔離政策が、ようやく終わりを迎えました。

名誉回復のために

平成10年（1998年）、入所者らが隔離政策により人権侵害を受けたとして、国に対し「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」を提起しました。平成13年（2001年）、熊本地裁は原告勝訴の判決を言い渡しました。国は隔離政策について謝罪するとともに、控訴しないことを表明しました。



「隔離の歴史を知る」
〔長野美術専門学校 学生作品〕
人権ポスターデザインプロジェクト

令和元年（2019年）6月、元患者の家族が隔離により差別が助長されたとして国を訴えた裁判で、熊本地裁は、国の責任を認める判決を下しました。国は控訴を断念し、同年11月22日、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が公布・施行されました。前文に「ハンセン病元患者家族等に対するいわれない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにする」と明記されているように、私たち一人ひとりの心の中から偏見や差別を解消していかなければならないのです。（下記前文参照）

ハンセン病問題解決のために

今なお多くの元患者の方々は、ハンセン病が治っても療養所に入所しており、名前を明かして自分の故郷

に帰ることができる人は非常に少ないのが現状です。療養所で亡くなった方の遺骨の多くは実家のお墓に入らず、各療養所内の納骨堂に納められています。

令和2年10月には「第16回ハンセン病市民学会全国交流集会 in 長野」が開催されます。同集会への協力を求められた際、阿部知事は「過去の過ちをしっかりと踏まえ、未来志向で、新しい一人ひとりの人権が尊重される社会を作っていかなければならない」と協力を誓いました。

私たち一人ひとりがハンセン病問題について、正しい知識を持ち、理解するとともに、元患者の方々、その家族の苦悩としっかり向き合い、人権を尊重する意識を持つことが大切なのです。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

（令和元年11月22日公布・施行）「前文」より

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により（中略）ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。

ハンセン病療養所へ行きましょう！

～ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～



多磨全生園「山吹舎」の見学

ハンセン病問題の理解のためには、療養所入所者の方々の声を直接お聞きし、その思いやそこで過ごされてきた生活などの体験談に耳を傾けることも大切です。

長野県では、県民の皆さまの参加を募り、例年10月頃に東京都東村山市にある国立療養所多磨全生園（たまぜんしょうえん）を訪問しています。

令和元年では、敷地内の国立ハンセン病資料館を見学した後、全生園でいくつかの史跡を見学し納骨堂で献花とお焼香をして亡くなられた方々のご冥福をお祈りしました。後半には、20代の頃から多磨全生園で生活をされている長野県出身

の元患者さんとお話しをする時間がありました。「故郷にはどんな思い出がありますか？」の問いに「故郷の空や山がきれいだったこと。豊かな自然の中で友だちと遊んだこと。麦踏みなどお手伝いをしたこと。」を懐かしそうに話してくれました。「病気になって辛かったことが多いと思いますが、そんな中でもうれしかったことは何かありますか？」の問いに「うれしかったことはなかったですね」と静かに答えた後、「でも、こうやって皆さんとお会いできたことはうれしく思います」と付け加えられました。参加者の方からは、『「会えてうれしい」という言葉に、ハンセン病元患者さんの歩んできた人生を知ることが、ハンセン病問題を深く理解する上で大切なことだと強く感じました。』という感想が寄せられています。

特集 性の多様性を学びましょう

近年、LGBTという言葉がメディア等で多く取り上げられるようになりました。

言葉は知っているけれど、よくわからない、という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

LGBTについて理解するためには、まず、「性」を構成しているいくつかの要素に分解して考える必要があります。

一口に「性」と言っても「**身体の性**」だけではなく、どのような性別の方を好きになるか（**性的指向**）、自分をどのような性別だと思うか（**性自認**）、服装やふるまい・言葉遣いなどの表現に係る性別（**性表現**）といった、様々な要素があります。性自認については、「心の性」と呼ばれることもあります。

「身体の性」で性的指向や性自認が決まるわけではありません。それぞれ別のものであるうえ、男女に明確に分かれているとも限りません。性のあり方は多様です。

LGBTとは下記の性的指向や性自認が多様な当事者のアルファベットの頭文字を取ったものです。

多様な当事者	説明
Lesbian (レズビアン)	女性として女性が好きな人
Gay (ゲイ)	男性として男性が好きな人
Bisexual (バイセクシュアル)	男女どちらにも性愛感情を抱く人
Transgender (トランスジェンダー)	「身体の性」と性自認が異なる人

(補足) トランスジェンダーとして、MtFの方と FtMの方がいます。

- ・ 出生時男性として割り当てられ、心の性が女性の方 (MtF: Male to Female の略)
- ・ 出生時女性として割り当てられ、心の性が男性の方 (FtM: Female to Male の略)

※なお、性同一性障がい者は医学的な診断を受けた方です。

性自認や性的指向が明確でない Questioning (クエスチョニング) を加え、LGBTQ と呼ぶこともあります。他にも他者に性的に惹かれることのない方、自分の性のあり方が男女どちらかに定まっていない・決めたくない方など、多様な当事者が存在します。様々な当事者を含めた言葉として、**性的マイノリティ (少数者)** と呼ばれます。「異性を好きなのが当たり前」、「心の性と身体の性は同じなのが当たり前」と考えられがちですが、決してそのようなことはなく、性のあり方は多様です。

【長野美術専門学校生作品】人権ポスターデザインプロジェクト

「左利き」

「虹の拳」



LGBT 当事者の声

特集 性の多様性を学びましょう

当事者の方々から、ライフステージごとの出来事や感じた思いを教えてくださいました。その方の立場や気持ちになって、一人ひとりが尊重される社会になるにはどのようにしたらよいか考えてみましょう。

L：レズビアン、G：ゲイ
B：バイセクシュアル の方

T：トランスジェンダー の方

同性を好きだと自覚したが、変態的な趣味だという意識が強く、絶対に言うてはいけないという思いから誰にも心を開かなくなった。(ゲイ男性)

女性に惹かれていることは強く認識していたが、それは社会的には認められないというメッセージを強く受けていたので、露見してしまうことを恐れ、同性愛を“矯正”するために男性と付き合ったが、結局男性を好きになることはなかった。(レズビアン女性)

付き合っていた相手(レズビアン)が男性と結婚するように親から強いプレッシャーをかけられ、結果的に相手はその精神的苦痛により引きこもって大学に来なくなった。(バイセクシュアル女性)

「結婚しないの?」「彼氏いないの?」と頻りに聞かれる。その度に嘘をつくのが辛い。(レズビアン女性)

勤め先の企業内で「ゲイ疑惑」が広がり、会社内に居づらくなり、生きることが嫌になり自殺未遂をした。同性愛・同性愛者は気持ち悪いとされ、理解してもらえず辛かった。(ゲイ男性)

小学校

5歳ころから性に対する違和感があった。母の口紅を塗ったり、化粧をしたりして怒られた。仕草が女っぽいと母から注意されていた。自分はやっていることが自然なのに、周りがそれを許さない。(MtF)

中学校

女の子っぽい仕草の私に、男子からブラウスとスカートを着させられ、見せしめにされるなど、いじめを受けた。その数日後、自殺未遂をした。しかし、どんなにいじめられても、学校に通い、希望する高校に進学した。(MtF)*

高校

「〇〇ちゃん」等と呼ばれ、彼氏はいるのか、いつ結婚するのか、子どもはどうするのか等と言われる。他人にとっては些細なのかもしれないが、言われると、なんで生きているんだろう、死にたいという気分になった。(FtM)

大学

性自認の男性の身体に近づけるため性別適合手術を受けたが、金銭的な負担や、手術のための休暇の取得等に苦労した。また、職場において、噂のような形で、改名や性別変更等が知られた。(FtM)

社会人

性同一性障がいの治療を開始することを決断し、母に話した。母はとても驚いた様子だったが、半世紀を超える苦悩を説明すると、「女になっても自分の子どもであることに変わりはない。母と娘で、今まで以上に仲良く過ごしていきましょう」と、涙を流して理解してくれた。(MtF)*

※人権教育だより第83号(長野県教育委員会発行)
【春奈さんの手記】より

※なお、当事者一人ひとり経験や感じ方は異なることには留意しましょう

性的マイノリティの人権

特集 性の多様性を学びましょう

左の「当事者の声」にあるように、LGBT 等性的マイノリティの当事者に対するいじめ、偏見、差別が存在します。性的指向や性自認は本人の人格の核となるものであり、誰もが尊重されなければなりません。それを否定することは人権侵害です。

性的指向や性自認は治療によって変わるものではなく、変えるべきものでもありません。

同性愛について、かつて精神疾患として考えられていた時代がありました。現在は明確に否定されています。1990年には世界保健機関（WHO）の「精神疾患」の分類から同性愛の項目が削除されました。性同一性障がいについても、精神疾患の中に分類されてきましたが、2022年からWHOの精神疾患の分類から外れることが決まっています。治療によって変わらない一方で、成長の過程で自然に変わることはあります。当事者本人も、周囲の者も、それを受け止め、今の状況を尊重することが重要です。

性的指向や性自認を侮辱することは人権侵害です。

厚生労働省は、職場において「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと」「労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること」はパワーハラスメントにあたるとしています。※

性的指向や性自認を侮辱することは、地域や家庭、その他のコミュニティにおいても人権侵害に当たります。
※「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年1月15日厚生労働省告示第5号）

《「性」と「生」の多様性を祝うイベントがあります》



渋谷をはじめ東京を中心に、毎年ゴールデンウィークの時期に開催するアジア最大級のLGBTQ関連イベント「東京レインボープライド」。写真は、メインイベントのひとつ「プライドパレード」の様子。

「性」と「生」の多様性を祝って、LGBTQ当事者と支援者が自分らしさを表現した衣装で、渋谷から原宿の街をカラフルに大行進しています。



～レインボーフラッグとは～

性の多様性を表すシンボルとして、LGBT支援の意思表示に使われます。世界的に、赤・橙・黄・緑・青・紫の6色が使われるのが一般的です。

アライ (ALLY) になろう

～今日からあなたができること～

特集 性の多様性を学びましょう

アライ (ALLY) とは、性的マイノリティの方々を理解し、応援する人のことです。

性的マイノリティの方々は、時として差別や偏見により孤立し、精神的に追い詰められてしまうことがあります。

あなたが性的マイノリティの当事者でない場合でも、アライとして当事者に寄り添うことで、孤立から救える場合が多々あります。アライは必ずしも何か登録が求められるものではありません。性の多様性を認識し、当事者に寄り添う人がアライです。

～勝手に性別や性的指向、性自認を決めつけない～

性は多様であることを十分認識しましょう。相手が好きになる性別、相手の（心の）性別について、相手の外見などからあなたが判断したとしても、それが正しいとは限りません。相手の性別、性的指向、性自認を決めつけた言動は控えましょう。

～差別的な言動をしないことが人権を守る第一歩～

当事者を侮辱・否定する発言はもとより、「ホモ」「レズ」「おかま」「おなべ」といった用語は、差別用語として長く使われてきた背景があるため、たとえあなたに差別的な意図がなかったとしても、使用すべきではありません。当事者を表すような仕草についても同様です。また、「女（あるいは男）だからこうあるべき」と相手に強要することは、性差別にもあたります。

これらは、あなた自身が気を付けることはもちろんのこと、そのような発言をしている人が周囲にいる場合は、その場で発言者に注意を促し、その発言は容認されないものだと示すことが重要です。

～カミングアウトを大切に受け止める～

今まで公にしていなかったことを自発的に誰かに伝えることを、**カミングアウト**と言います。特に性的マイノリティであるということのカミングアウトされた場合は、自分を信頼して話をしてくれたことへの感謝を伝え、丁寧に話を聞きましょう。意図して秘密にしていたことですから、誰にどのように伝えるかは慎重に考えたいと考えましょう。

当事者が公にしていないことを、当事者の了解なしに他者に暴露してしまう行為を**アウトティング**と言います。特に、性的マイノリティであることを暴露されると、差別や偏見などにより、当事者の居場所が奪われてしまうおそれがあります。アウトティングされたことにより、自殺行為に至った事例もあります。**アウトティングは絶対にやってはいけません。また、当事者にカミングアウトを強要することも絶対にやってはいけません。**

令和2年3月、長野県では、性の多様性を理解し、人権が尊重される長野県づくりを進めるため職員向けガイドラインを作成いたしました。ぜひご覧ください。

～性の多様性を尊重するための職員ガイドライン～

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kurashi/jinkendanjo/jinken/main/jinken/jinken.html>



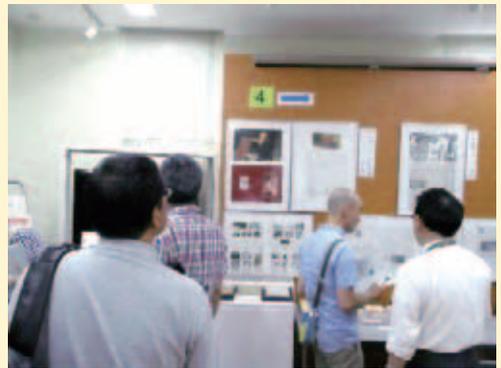
令和元年度人権啓発活動レポート

県人権啓発センター 7月企画展 令和元年6月29日(土)～7月21日(日)

7月の「人権について考える強調月間」に合わせ、人権啓発センターにおいて、企画展「近現代における部落差別問題」を開催しました。今年度は展示に加え、より深く学習する機会として、6月30日に学習会を行いました。「部落差別は今どうなっているか～解放令から150年の歴史をふり振り返りながら～」と題し、一般財団法人信州農村開発史研究所所長 斎藤洋一氏による古文書の読み解きも含めた学びの中で、部落差別問題の歴史と理解を深めました。

展示では「なぜ今『部落差別解消推進法』か?」として、今もある部落差別の現実をパネルで、また、「誇りうる部落の歴史」等のDVD上映をしました。部落解放運動に尽力された中山英一さん、柴田道子さんの取材ノートや写真、書籍の初版本展示や証言映像もあり、差別戒名(法名)が刻まれた墓石(レプリカ)を解説とともに展示しました。県内外から大変多くの方々にご来場いただき、あらためて部落差別問題への関心と理解を高めることができました。

また、長野県では部落差別の解消に向け、令和元年12月25日に、知事メッセージを発表しました。



部落差別の解消に向けたメッセージ

部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行され、3年が経過しました。

法律には、部落差別が現在もなお存在することが明記されており、県内においても、差別的な発言や結婚における差別、同和地区に関する行政への問い合わせなどの差別事象が発生しています。

このような差別を解消するため、私たち地方公共団体は、相談体制の充実や教育・啓発を進めていく必要がございます。

そのため本県では、「長野県人権政策推進基本方針」に基づき、県人権啓発センター、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場における教育・啓発活動や相談活動などを通じて、県民の皆様と同和問題をはじめとする人権問題への理解を深めていただくとともに、その解決に向けて取り組んでいるところです。

部落差別を決して許さず、次の世代に差別が引き継がれることのないよう、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる社会「人権が尊重される長野県」を目指して、これからも真摯に取組を推進してまいります。

2019年(令和元年)12月25日

長野県知事 阿部 守一

令和元年度人権啓発活動レポート

県人権啓発センター 12月企画展 令和元年11月30日(土)～12月22日(日)

人権週間(12月4日～10日)及び障害者週間(12月3日～9日)に合わせ、「人と人がつながる～コネクト作品展～」を開催しました。今年度は「NPO法人長野翔和学園」(長野市)の在学生在が作成した作品(うちわ、立体模型、照明、イラスト等)の展示と、学生と地域の交流の様子を写真と動画で紹介しました。

**企業人権セミナー** 令和元年7月31日(水)ホクト文化ホール 小ホール

「改正入国管理法」が4月1日から施行となったことを踏まえ、筑波大学名誉教授の駒井洋氏に「どうなる日本の『外国人労働者』受入れ政策」と題し、講演をしていただきました。日本の外国人受入れ政策の変遷や、今回の制度の変更内容等とともに、外国人労働者の人権をあらためて考え、多文化共生社会の現状についても学びました。

**長野県人権フェスティバル2019** 令和元年12月15日(日)長野市芸術館

人権週間(12月4日～10日)に合わせ、人権フェスティバル2019、長野市「市民のつどい」を合同開催しました。全国中学生人権作文コンテスト長野県大会の表彰と作文の朗読や、バリアフリーステージとしてD×Pビートウッズの皆さんによる元気いっぱいのダンスパフォーマンスを披露していただきました。また、「障がい者と共に生きる社会の実現」をテーマに、パラスポーツを通じて障がい者の人権について考えました。パラリンピアン奥原明男さんと県内プロスポーツチームの4名のゲストによる人権トークショーを行い、パラスポーツの紹介や、車椅子バスケットボールの体験など、親しみやすいトークで盛り上がりました。さらに、ロビーではボッチャの体験コーナーも設置し、初めての方も気軽に参加し、インストラクターからアドバイスを受けてゲームを楽しんでいました。その他、長野美術専門学校との連携により制作した人権啓発ポスターの展示も行いました。

**県内スポーツチームと連携した啓発活動**

信濃グランセローズ、松本山雅FC、AC長野パルセイロ、信州ブレイブウォリアーズの4チームと連携した人権啓発活動の一環として、平成25年度より、各チームの代表1名を人権大使として任命しています。今年度は新たに女性の大使も加わり、人権啓発テレビCMモデル出演や、ホームゲームでの人権啓発活動、人権スポーツ教室や地域の街頭啓発活動などご協力いただきました。

**長野県人権啓発センター(詳しくはネットで検索)**

〒387-0007 千曲市屋代260-6 長野県立歴史館内
TEL 026-274-2306 fax 026-274-2309
休館日:毎週月曜日(祝日、振替休日にあたるときは開館)
祝日の翌日(土・日・祝日にあたるときは開館)
センターが定める日(年末年始・県立歴史館の休館日など)

- ・人権相談受けられます 無料、秘密厳守
相談専用電話 026-274-3232
- ・センター内展示見学無料です
- ・人権学習会へ講師を派遣します
- ・人権啓発DVD、展示パネルをお貸しします